

令和3年(2021年) 6月10日
記者会見資料
女性・子ども課

低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。本給付金は、令和3年(2021年)4月16日付けで専決処分したひとり親世帯に対する「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の対象者以外の低所得者を対象とするものである。

2 事業内容

(1) 支給対象者(見込み:約2,200人)

令和3年度(2021年度)の市町村民税均等割が非課税である者又は令和3年(2021年)1月1日以降の家計急変者の内、次の要件を満たすもの。ただし、ひとり親世帯分受給者は除く。

ア 令和3年(2021年)4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者(令和3年(2021年)4月から令和4年(2022年)2月末日までに生まれた新生児も算定児童となる。)

イ ア以外の者で、16歳から18歳までの児童を養育する者

※家計急変とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年(2021年)1月以降の任意の1か月の収入額を12か月換算した年収見込額が、市町村民税均等割非課税相当と見なされる場合をいう。

(2) 支給額

児童1人当たり一律5万円

3 予算措置

低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 121,300千円

うち 国庫補助金 121,300千円